

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答
1	計画修繕業務について	4	第 1	2	(4)	イ	(ウ)	c	質問	既施設のうち、継続利用施設（新施設完成まで）、撤去対象施設（撤去されるまで）のいずれにおいても、令和9年4月～令和34年3月までの間、貴企業団の所掌範囲にて計画修繕業務を実施されとの理解でよろしいでしょうか。	継続利用施設は、今回の事業で撤去及び新設等を行わない施設のことであり、事業期間の令和9年4月～令和34年3月まで、企業団の所掌範囲として計画修繕業務を実施します。 撤去対象施設については、運転維持管理期間開始の令和9年4月から、設計・工事期間の終了となる令和19年3月31日までを期限として、施設が撤去されるまで企業団の所掌範囲にて計画修繕業務を実施します。なお、撤去対象施設のうち、事業者の提案により継続使用する施設については、要求水準書（案）でその所掌範囲の詳細を示します。
2	汚泥運搬・処分業務	4	第 1	2	(4)	イ	(ウ)	e	質問	廃棄物の処理及び清掃に関する法律における排出事業者は、事業者との理解でよろしいでしょうか。その場合、事業者で配置が必要な資格者等の要件をご教示ください。	ご理解の通りです。配置が必要な資格者等の要件は要求水準書（案）で示します。
3	汚泥運搬・処分業務	4	第 1	2	(4)	イ	(ウ)	e	質問	本排水処理施設は産業廃棄物処理施設に該当するとの理解でよろしいでしょうか。また、廃棄物処理施設設置許可及び産業廃棄物処理業の許可は、発注者にて申請されとの理解でよろしいでしょうか。	前段についてはご理解の通りです。 後段の廃棄物処理施設設置許可の申請手続きは、事業者の業務範囲とします。なお、申請先から企業団からの直接の申請を求められた場合は企業団で対応しますが、申請に係る資料作成及び申請手続きの費用は事業者が負担するものとします。詳細は、要求水準書（案）に示します。 産業廃棄物処理業の許可については、排出事業者がDBO事業者となるため、自社運搬もしくは収集運搬業の許可を持つ企業への一次委託を想定しており、産業廃棄物処理業の許可は不要となります。
4	脱水土分析、汚泥運搬・処分業務について	4	第1	2	(4)	イ	(ウ)	e	質問	汚泥運搬・処分業務とは、企業団殿の代行者として脱水ケーキの運搬・処分を事業者が委託するので事業者は処分業の許可は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	No. 3の回答を参照ください。
5	水質測定（ピコプランクトン対応含む）業務について	4	第 1	2	(4)	イ	(ウ)	f (c)	質問	本業務の具体的な内容（測定項目とその頻度、ピコプランクトン発生時の事業者が行うべき具体的な対応等）をご教示ください。また、詳細は「要求水準書」等で示されとの認識でよろしいでしょうか。	詳細については要求水準書（案）で示します。
6	植栽管理業務について	5	第 1	2	(4)	イ	(ウ)	f (f)	質問	具体的な植栽範囲、植栽情報、管理方法（業者へ委託している場合は委託仕様書など）は「要求水準書」や「資料閲覧」等で示されとの認識でよろしいでしょうか。	閲覧資料で過去の委託業務の資料を開示しておりますので、ご確認ください。
7	その他業務(b)堆積汚泥の収集運搬、清掃業務について	5	第1	2	(4)	イ	(ウ)	f	質問	汚泥の収集運搬とありますが、堆積汚泥を処分する場合においては、企業団殿の代行者として運搬・処分を事業者が委託するので事業者は処分業の許可は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	No. 3の回答を参照ください。
8	その他業務について	5	第1	2	(4)	イ	(ウ)	f	質問	保安業務は含まれない、との理解でよろしいでしょうか。	企業団にて別途機械警備を設けるため、警備業務は含みませんが、施錠管理等は含む予定です。詳細は要求水準書（案）で示します。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答
9	(b)堆積汚泥について	5	第1	2	(4)	イ	(ウ)	f	質問	堆積汚泥とは、相模原浄水場の浄水過程より発生するものという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。排水池等の各種水槽に堆積した汚泥を示します。
10	本工事のスケジュールについて	5	第 1	2	(4)	エ			質問	設計・工事期間を短縮する提案をした場合においても、運転維持管理期間は上記期間を変更しないものとする。とありますが、その場合の運転管理期間は、既設が短縮となり新設が延長となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
11	設計・工事期間の短縮提案について	5	第1	2	(4)	エ			質問	「設計・工事期間を短縮する提案をした場合においても、運転維持管理期間は上記期間を変更しないものとする。」とありますが、設計・工事期間の短縮の評価はどのように行われるのかご教示ください。	評価項目に関する内容については、落札者決定基準で示します。
12	計画水量の根拠について	7	第1	3	(1)	イ			質問	施設能力（浄水処理）（将来の想定）604,000m ³ /日につきまして、決定した根拠資料等を開示していただけますでしょうか。	令和6年5月に公表された「5事業者の「施設整備計画」（ https://www.pref.kanagawa.jp/documents/78259/keikaku.pdf ）」に基づきます。
13	計画水量の根拠について	7	第1	3	(1)	イ			質問	施設能力（浄水処理）（将来の想定）604,000m ³ /日につきまして、日最大水量、日平均水量などを開示していただけますでしょうか。	詳細については要求水準書（案）で示します。
14	施設能力について	7	第1	3	(1)	イ			質問	対象施設の施設能力の検討に当たって、計画濁度、PAC注入率、活性炭注入率、濁度-SS換算係数などを開示していただけますでしょうか。	濁度条件は要求水準書（案）で示します。その他の数値は第1回閲覧資料の排水処理実績及び第2回閲覧資料で開示予定の資料にて確認ください。
15	施設能力について	7	第1	3	(1)	イ			質問	施設能力（将来の想定）604,000m3/日とありますが、施設能力を増強する予定時期をご教示ください。本事業に影響のある時期となる可能性があるか、ご教示ください。	令和22年度までに増強を完了させる計画です。
16	対象処理水について	7	第 1	3	(1)	イ	表1-2		質問	排泥池に流入する排水等は別紙4、既設機械フローシート（排水・排泥・濃縮）に記載されるもの以外はないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
17	容積率について	8	第1	3	(1)	エ	表1-3		質問	表1-3　容積率が100%と記載されていますが、80%ではないでしょうか。	80%となりますので、修正します。
18	景観条例について	8	第1	3	(1)	エ	表1-3		質問	表1-3　景観条例のゾーン区分におきまして「川とまちの地　域」と記載されていますが、「まちの地域」ではないでしょうか。	「まちの地域」となりますので、修正します。
19	中高層建築物について	8	第1	3	(1)	エ	表1-3		質問	建築物高さが12m以上又は階数が4以上であっても、立地条件が用途地域の指定のない区域で市街化調整区域であるため、相模原市中高層建築・開発事業紛争調整条例（抄）第2条（1）に定める表の工業用地域の右欄の適用を受けられるものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。表1-3を修正します。
20	【表 1-4】の「※4」について	9	第 1	3	(2)	表 1-4			質問	表中に記載がありません。どこを指しますでしょうか。	監視制御設備の備考となりますので、修正します。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答
21	排水池、排泥池、濃縮槽の整備対象について	9	第1	3	(2)	表1-4			質問	排水池、排泥池、濃縮槽の整備対象にコンクリート構造物は含まれていない、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
22	排水池、排泥池の弁について	9	第1	3	(2)	表1-4			質問	表1-4 整備対象施設及び整備内容、において、排水池、排泥池の弁については、駆動装置が対象という理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
23	既設排水処理棟の建築付帯設備について	9	第1	3	(2)	表1-4			質問	表1-4 整備対象施設及び整備内容、において、既設排水処理棟の建築付帯設備ついて、一部を継続使用として修繕により運転維持管理する提案は可能でしょうか。	継続使用を可能とする対象設備は、要求水準書（案）に示します。ただし、一部を継続使用した場合は、計画修繕・計画外修繕を実施し、運転維持管理業務を行ってまいります。
24	既設排水処理棟内の消防施設について	9	第1	3	(2)	表1-4			質問	表1-4 整備対象施設及び整備内容、において、既設排水処理棟ついて、消防施設は一部を継続使用として修繕により運転維持管理する提案は可能でしょうか。	No. 23の回答を参照ください。
25	既設排水処理棟内の補機類、配管等について	9	第1	3	(2)	表1-4			質問	表1-4 整備対象施設及び整備内容、において、補機類、配管等ついて、一部を継続使用として修繕により運転維持管理する提案は可能でしょうか。	No. 23の回答を参照ください。
26	ゲリラ豪雨等の超高濁度発生条件について	9	第1	3	(2)	表1-4			質問	表1-4 整備対象施設及び整備内容、において、※6ゲリラ豪雨等の超高濁度時について、濁度発生条件は要求水準書等で示される、という理解で宜しいでしょうか。	濁度条件は要求水準書（案）で示します。発生頻度は閲覧資料の排水処理実績を踏まえて事業者にて判断ください。
27	コンクリート躯体の劣化状況について	10	第1	3	(3)	表 1-5			質問	排水池・排泥池・濃縮槽のコンクリート躯体部の修繕については事業者の所掌外（貴企業団の計画修善）という認識でよろしいでしょうか。	既設コンクリート構造物に対する計画修繕業務はご理解の通りです。ただし、点検業務は含まれます。
28	技術対話について	12	第2	2	(1)	表2-2			質問	第1回、および、第2回の技術対話後に提案書類の受付とのスケジュールになっていますが、技術対話時、必要に応じて説明のための資料を提出することは可能、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。詳細については入札説明書にて示します。
29	質問回答の取り扱いについて	14	第2	2	(2)	ウ			質問	質問への回答で、要求水準書、入札公告等の資料に反映されていない場合においても、回答内容は有効である、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、時系列的に新しい文書が優先されることとなります。
30	汚泥及び脱水ケーキの提供について	14	第2	2	(2)	オ	(ウ)		質問	汚泥の提供時期が令和7年6月、12月の2回と指定されていますが、夏場（8-9月）、および、高濁時の汚泥をご提供いただく事は可能でしょうか。	5月15日に公表の「汚泥及び脱水ケーキの提供に関する変更について」に記載の通り、令和7年6月、8月、令和8年1月に提供するよう変更します。 なお、高濁度の汚泥は採取が困難であるため対応できかねます。
31	事業スキーム（参考例）	16	第3	1	(2)				質問	図3-1 事業スキームの中に設計企業とありますが、建築物が建築基準法の第20条第1項で定められた建築物となる場合には、設計企業が必須であると考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	その場合は、設計企業が必須です。ただし、建築物が建築基準法の第20条第1項で定められたものとなるかどうかに関わらず、設計企業はP. 20の（2）アに記載の通り、要件を満たしたうえ、建設JVを構成することが必要です。なお、設計企業の兼任等については、No. 42の回答を参照ください。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答
32	事業スキーム	16	第3	1	(2)				質問	※注釈に「構成企業から応募グループ及び建設JV、維持管理JVの代表企業をそれぞれ1社選定するものとする。」、「維持管理JVは維持管理企業と応募グループの代表企業及び機械企業を含む（応募グループの代表企業との兼務は可）」とありますが、代表企業は、応募グループ、建設JV、維持管理JVのすべて同一企業でも良いとの理解でよいでしょうか。	ご理解の通りです。
33	建設JVの結成	18	第3	2	(1)	ア			質問	“基本契約の締結後に建設JVを結成するものとする。”とありますが、入札参加資格確認申請時の時点ではJVの結成に関する資料の提出は求められないとの理解でよろしいでしょうか。	入札参加資格申請時の提出書類の詳細は入札説明書等で示します。
34	監理技術者の配置	19	第3	3	(1)	サ			質問	1企業が複数の業種を担当する場合、1名の技術者が複数の監理技術者資格を保有していれば複数業種の兼務は可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
35	監理技術者	19	第3	3	(1)	サ			質問	建設JVを構成する1企業の担当する業種が複数ある場合は、業種ごとに監理技術者等を配置することと記載がありますが、一人の監理技術者等が複数の業種にかかる資格を保有する場合、兼任することは可能でしょうか。	No. 34の回答を参照ください。
36	監理技術者	19	第3	3	(1)	サ			質問	機械器具設置工事、電気工事を担当する企業の監理技術者は、工場製作期間と現場工事期間で別々の技術者を配置することは可能でしょうか。また、現場工事期間の監理技術者等について、現場の常駐が必要でしょうか。	前段についてはご理解の通りです。後段について、監理技術者は工事に対する専任は必要ですが、監理技術者制度運用マニュアルに記載の通り、常駐の必要はありません。ただし、監理技術者が現場代理人を兼務している場合は、現場代理人の常駐義務が発生しますが、現場代理人の常駐の緩和については、入札説明書で示す予定です。
37	監理技術者	19	第3	3	(1)	サ			質問	機械器具設置工事の現場工事期間は、機械器具設置工事業に係る監理技術者のみの配置が必要であり、電気工事業に係る監理技術者の配置は不要との理解でよろしいでしょうか。また同様に電気工事の現場工事期間は、電気工事業に係る監理技術者、建築工事の現場工事期間は、建築工事業に係る監理技術者、水道施設工事の現場工事期間は水道施設工事業に係る監理技術者のみの配置が必要であり、機械器具設置業や他業種に係る監理技術者の配置は不要との理解でよろしいでしょうか。	監理技術者の配置は現場工事期間や他業種の状況にかかわらず、建設工事の契約期間を通じて必要なものとなります。なお、監理技術者の専任を要しない期間については、No. 40の回答を参照ください。
38	監理技術者の配置	19	第3	3	(1)	シ			質問	監理技術者を工場製作期間と現場工事期間に分けて、別々の技術者を配置することは可能でしょうか。	No. 36の回答を参照ください。
39	配置予定技術者について	19 20	第3	3	(1)	シ			質問	監理技術者について、設計・建設の事業期間が約10年と長く、同じ者を配置し続けることが困難となります。機械・電気の工種において製作期間、施工期間それぞれで、監理技術者を複数回変更することは可能でしょうか。	製作期間、施工期間の変更については、No. 36の回答を参照ください。それぞれの期間の変更については、監理技術者の技術力が同等以上に確保されるという条件の上で、協議とします。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答
40	配置予定技術者について	19 20	第3	3	(1)	シ			質問	専任を要しない期間について、工種毎に現場着手する期間が異なるため、工種毎の工程に合わせて期間を設けられるとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、現場着手前に企業団と事業者が協議を行い、協議録等の書面により専任を要しない期間を明確にします。
41	統括責任者	20	第 3	3	(1)	ス			質問	統括責任者は、本事業における監理技術者と兼任することは可能でしょうか。また現場の常駐が必要でしょうか。また、統括等の業務経験を有する者すると記載ありますが、統括等の業務経験の定義をご教示ください。	統括責任者は監理技術者と兼任は可能です。また、現場の常駐は必ずしも必要ではありません。統括等の業務経験については入札説明書等で示します。
42	設計業務を実施する企業の要件	20	第 3	3	(2)				質問	設計企業は建設JVを構成する企業として参加するとありますが、機械企業、電気企業、建築企業および水道施設企業が設計企業を兼ねることが可能との理解でよろしいでしょうか。	設計業務を実施する企業の要件を満たしていれば兼ねることは可能です。 なお、P. 17の（1）に「入札参加資格者名簿に登録されていること」と記載しておりますが、工事を実施する企業が自ら担当する工事（業種）の設計まで行う場合は、その工種の設計業務に係る有資格者名簿の登録は問いません。この場合、工事を実施する企業が本事業で担当する工事（業種）に関する設計企業であることを明らかにしていただきます。詳細は実施方針（案）の修正版ならびに入札説明書等で示します。
43	設計業務を実施する企業の要件	20	第 3	3	(2)	イ			質問	本事業には、工事監理業務が付随され、その場合の企業は設計企業が実施するものと考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）で示します。
44	設計業務を実施する企業の要件	20	第 3	3	(2)	イ	※1		質問	本設備設計については、資格を保有した別企業に下請けができると考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
45	設計業務を実施する企業の要件	20	第 3	3	(2)	イ	※2		質問	「構造設計一級建築士自ら設計」とありますが、設計企業は設計JVを組成して実施できると考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	設計JVを組成して実施することは問題ありません。
46	運転維持管理JVの結成	20	第 3	2	(3)	ア			質問	“基本契約の締結後に運転維持管理JVを結成するものとする。”とありますが、入札参加資格確認申請時の時点ではJVの結成に関する資料の提出は求められないとの理解でよろしいでしょうか。	No. 33の回答を参照ください。
47	代表企業及び機械企業の役割	20	第 3	2	(3)	ウ			質問	“応募グループの代表企業及び機械企業は、必ず運転維持管理JVに参加するものとし、”と記載がありますが、運転維持管理JVの代表企業1社で業務を完結できるケースもあるかと思います。その場合、応募グループの代表企業及び機械企業は実質的役割がなくとも問題ないでしょうか。	代表企業及び機械企業として必要な役割を担ってください。
48	基本的な考え方について	25	第7	1					質問	事業者が負うことができないと認められるリスクについては、企業団がそのすべて又は一部を負うこととするとありますが、「不可抗力による損害発生について、1/100の受注者負担を求めない」との基本スタンスであるとの理解でよろしいでしょうか。	別紙8　リスク分担表No. 42　※5に記載の通り、一部の負担を求めることを想定しています。詳細は契約書（案）に示します。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答
49	建屋構造種別について								質問	本施設の建屋構造種別につきまして、ご指定がありますでしょうか。	要求水準書（案）で示します。
50	耐震安全性について								質問	本施設は官庁施設の総合耐震・対津波計画基準の適用を受けますでしょうか。適用受ける場合の耐震安全性の分類をご教示願います。	同基準の適用を受けます。詳細は要求水準書（案）で示します。
51	リスク分担表(1/3)	別紙8	共通	法制度 関連	許認可	9			質問	排水処理施設を更新することに関連する許認可は貴企業団が実施すべき手続き・届出との理解でよろしいでしょうか。（例：水濁法上の特定施設に関する申請など）	申請手続きは、事業者の業務範囲とします。申請に係る資料作成及び申請手続きの費用等については、No. 3の回答を参照ください。
52	リスク分担表(1/3)	別紙8	共通	資金	物価変動				質問	※3一定の割合を超える費用負担は企業団、それ以外は事業者が負担と記載がありますが、一定の割合の詳細を教示ください。	契約書（案）で示します。
53	リスク分担表(1/3)	別紙8	共通	変更・ 中断	計画変更				質問	貴企業団の帰責事由による実施設計等における設計変更につきましては、建設費及び維持管理費について見直し頂けると理解してよろしいでしょうか。	どちらの帰責事由に相当するか、事業の実施にあたって変更の必要性などについて、双方で協議を行い、費用の見直し対象とするか決定とします。
54	リスク分担表(3/3)	別紙8	運転維持管理	発生土	66				質問	搬出業者・処分業者の廃業、事業停止に伴う処分の不備は事業者のリスクとなっておりますが、どちらの帰責事由でもない市場縮小や価格高騰などについては、貴企業団と事業者間で別途協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	帰責事由の判断も含めて協議とします。
55	リスク分担表(3/3)	別紙8	運転維持管理	施設	76				質問	ガスの供給停止に関し、事業者の帰責事由によるものに限定するとの理解でよろしいでしょうか。	脱水機設備の更新前の加温設備を使用中のガスの供給停止は負担者を企業団に修正します。ただし、脱水機設備の更新後は帰責事由を問わず、負担者は事業者のままとします。
56	リスク分担表について	別紙8	リスク 分担表		(1～ 3/3)				質問	リスク分担表ついて、要求水準書案にてより詳細の分担内容が公表されるとの認識で宜しいでしょうか。	今後公表予定の契約書（案）で示す予定です。